

中央区告示第百六十四号

中央区立リサイクルハウスを左記のとおり中央区立リサイクルハウス条例（平成六年九月中央区条例第三十七号）
第五条第二項の規定に基づき臨時休業します。

令和八年六月二日

中央区長 山本 泰



記

休業する場所、休業の理由及び休業日

休業する場所	休業の理由	休業日
中央区立リサイクルハウスかざぐるま八丁堀 東京都中央区八丁堀三丁目十七番九号 中央区立リサイクルハウスかざぐるま箱崎町 東京都中央区日本橋箱崎町三十六番十五号	台風の影響のため	令和八年六月三日

